

第7回高等教育推進センターSD講演会 講演「給付型奨学金の意義と目的」

日 時：2017年6月23日(金) 17:20～18:50

場 所：関西学院大学上ヶ原キャンパス 関西学院会館 翼の間

開 会 の 辞

平 林 孝 裕 (関西学院大学 高等教育推進センター長)

本日は、関西学院大学高等教育推進センターSD講演会にご参集くださり、心より感謝いたします。

ご講演に先立ちまして簡単にご挨拶させていただきます。私事で恐縮ですが、大学4年間、大学院5年間、当時は、日本学生支援機構JASSOの前身である日本育英会奨学金を受給しておりました。家庭の経済事情はかなり厳しいものがありましたので、実家を離れての学生生活は育英会の奨学金がなければ望みえず、政府による奨学金制度のおかげで今皆さんの前でお話ができているといっても言い過ぎではないでしょう。

しかしながら、私のエピソードも数十年前のことであり、奨学金事業の実際は大きく様変わりしています。私が受給していたころに比較して、今日では有利子貸与の奨学金の割合が大幅に拡大され、また私も恩恵を被った教育職や研究職への返還免除制度も廃止されています。そのような変化のある種のひずみとして奨学金の返還滞納がときに起こり、すでにマスコミにも取り上げられる事態ともなっています。

教育に必要な経費を誰がどのように負担するのか、個人なのか家庭なのか、また国や基礎的自治体なのか、この問いは、教育を個人の権利また公共の財産としてどう位置づけるかにも関わる難しい問題です。しかしながら、いま教育を受けようとしている一人ひとりが、それを受けることを躊躇するようなことになってはなりません。すでに文部科学省では「学生への経済的支援の在り方について」(中間まとめ)が平成25年に公表され、教育の経済的支援制度の在り方の見直しが進められています。その中で、大きな改革として「給付型奨学金」制度が導入され、日本学生支援機構法の改正が実現されました。平成29年度進学者よりすでに一部先行的に実施されているとのことですが、今後、この制度がどのように充実展開されるかは、学生の支援に携わるすべての教職員の関心でありましょうし、また、それを把握することは、大学独自に整備される奨学金・経済支援制度を設計する上で必須の条件かと思えます。

本日は、問題を考える上で最適の講師をお迎えすることができました。講師の川村匡様は、平成27年11月より文部科学省高等教育局学生・留学生課に勤務され、現在、奨学金政策を担当され

ています。本日は、お忙しい中を本学までお越しくださり、心より感謝いたします。この講演会が、現在の奨学金政策の動向、とりわけ給付型奨学金の意義や目的について、私たちが知見を深める有意義な機会となると信じております。簡単ですが、ご挨拶といたします。

講演「給付型奨学金の意義と目的」

川 村 匡（文部科学省高等教育局学生・留学生課 課長補佐）

皆様こんにちは、文部科学省高等教育局学生・留学生課の川村と申します。学生・留学生課は「留学生」という文言が付いていますが、学生支援と留学生施策の両方を行っております。私自身は学生支援の方で、主に奨学金を担当しています。先ほど平林センター長から最近の経緯も含めてご挨拶をいただきましたが、給付型奨学金は文部科学省としても日本学生支援機構としても、これまでは貸与型だけしかありませんでしたので、悲願の制度といえると思います。本日の講演会では、給付型の制度が初めてできるまでの経緯をご紹介します。

1. 奨学金制度の議論とその背景

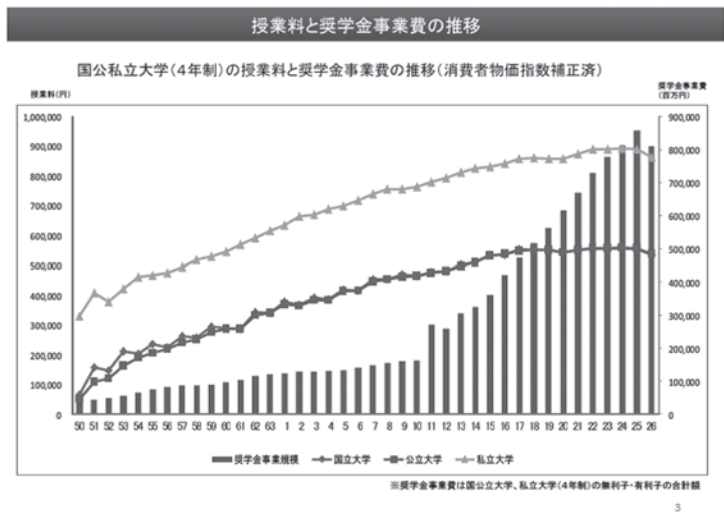
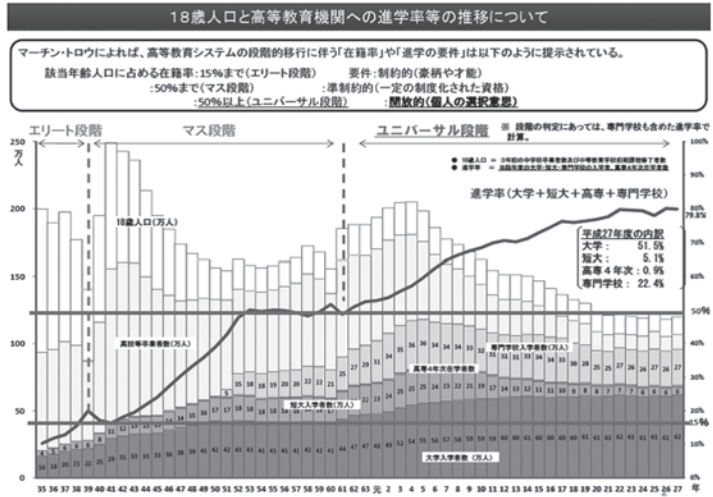
まず、資料1は18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移を表にしたものです。マーチン・トロウの有名な、「エリート」「マス」「ユニバーサル」という段階に則して見てみますと、昭和35年から少しずつ進学率が上がってきています。15%までがエリート段階と定義されていますので、昭和40年頃にはエリート段階だったものが、高度成長とともに進学率が上がり、昭和53年、54年ぐらいには50%に達します。その後、少し踊り場のような時期がありますが、またその後も上昇し、今では専門学校も合わせた高等教育機関への進学率は約80%という状況になっています。大学だけで見ても51%、短大を合わせると56%、57%となり、高校を卒業して何らかの形で高等教育に進学する生徒は約8割に達しています。

次に、授業料と奨学金事業費の推移について見ていきたいと思います。（資料2）

まず、授業料の推移は折れ線グラフですが、消費者物価指数で補正されています。国立大学、私立大学ともにずっと右肩上がりになってきています。理由は色々あるかと思いますが、高度成長に伴って様々な物価が上がってきました。大学の授業料は、その中でも相対的に言うとかかなり上がり幅が大きいものになっています。

一方、奨学金の事業規模は棒グラフで表されています。ずっと上がってきてはいますが、平成11年を境に急激に事業規模が増えました。これは、有利子奨学金で「きぼう21プラン」というのが作られ、これによりかなり拡充されたためです。現在、有利子というネガティブなイメージもありま

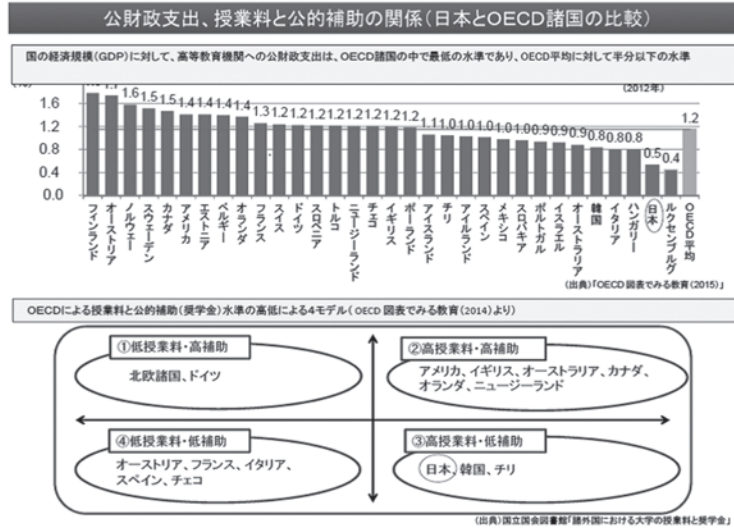




すが、日本の有利子奨学金はかなり利率が低く設定されてきました。また、当時は奨学金の利用者数に制限があり、奨学金を借りられずに進学を諦めている子供たちが出ていました。そのような子供たちがさらに増えそうだということもあり、奨学金の事業規模を拡大させる前提で予算は増やされてきました。実際に、授業料は年々高くなり、進学率も上がってきたわけですが、これらは奨学金によって支えられてきたとも言えると思います。

最近の推移についてももう少し詳しく見てみますと、平成28年度の実績では、有利子奨学金が7,600億円、無利子奨学金が3,200億円ですから、約7対3の割合で有利子奨学金が多くなっています。最近では無利子奨学金の割合を増やしてきています。

なぜ奨学金が増えてきたかというのは、公財政支出、授業料と公的補助に関係があります。(資



資料 3

料 3) これは OECD 諸国で、国の経済規模に対する高等教育への公財政支出の割合を表にしたものです。平均は1.2%ですが、日本は高等教育の公財政支出が0.5%でずっと最下位でした。ルクセンブルグが入ってからは下から 2 番目になりましたが、他国に比べて格段に低くなっています。

各国の授業料、それからその補助の状況をまとめた 4 象限は資料 3 の下にありますが、日本は授業料が高くて補助が低いというカテゴリに位置づけられています。韓国とチリもこのカテゴリに入っていますが、韓国では現在給付型奨学金を増やしていて、チリでも給付型奨学金が作られましたので、日本だけが取り残されています。

こういったことは国会でも取り上げられ、特にその中でも注目されたのが給付型奨学金の有無、授業料の有償・無償でした。(資料 4) OECD 諸国で給付型奨学金が無いのは日本とアイスランドだけです。ただし、アイスランドについては、授業料が完全には無償ではありませんが、ほぼ無償ということで、授業料も高く給付型奨学金が無い国は OECD 諸国の中で日本だけになります。

先進国で見えますと、アメリカ、イギリスの授業料は高いですが、ドイツ、フランスの授業料はほぼ無償です。そうした中で、給付型奨学金はアメリカ、イギリスともにあり、特にアメリカのペル奨学金は非常に大きな規模です。ドイツとフランスも、給付の奨学金は低所得者向けですが有り、受給者の割合もかなり高くなっています。このような現状から、他国と比べて日本の奨学金制度は遅れているという指摘が以前からされてきました。

学校段階別で見たのが資料 5 です。これは公財政と私費の負担割合をグラフにしたものですが、実は、日本の初等中等教育については93.0%で、OECD 平均より公財政支出は少し高いということになります。逆に、就学前教育と高等教育の私費負担が重いというのが日本の特徴で、高等教育については私費が約65.5%です。これには歴史的な経緯として、日本の高等教育の発展は私学に支えられてきたこともあり、家計が費用を負担して高等教育の進学が進められてきたと

OECD諸国における国による給付制奨学金及び授業料について

給付型奨学金制度がない国

日本及びアイスランド

授業料が無償でない国

日本、アイスランド(※)、アイルランド、アメリカ、イスラエル、イタリア、イギリス、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、スイス、スペイン、チリ、ニュージーランド、ハンガリー、フランス(※)、ベルギー、ポルトガル、メキシコ、ルクセンブルク

(注:※の国は、授業料ではなく、登録料等の名目で年間数万円程度の金額を徴収する仕組みをとっている)

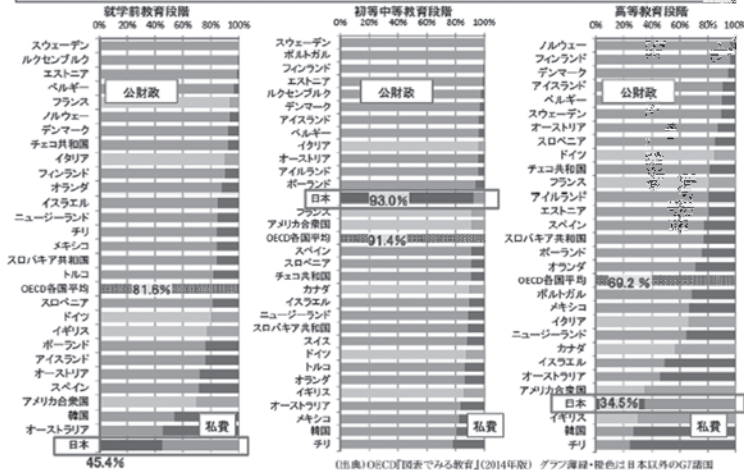
諸外国における授業料と主な給付型奨学金事業				
	授業料	主な給付型奨学金事業	一人当たりの年間平均受給額	受給者割合
アメリカ	63万4千円 (州立大学) 193万1千円 (私立大学)	ペル奨学金	46.5万円	48%
イギリス	157万1千円	給与奨学金	最大59万円	49%
ドイツ	無償	連邦奨学金	75万円 (うち給付は半額)	25%
フランス	1万8千円	一般給与奨学金	最大78万円	35%

出典: 国立国会図書館「諸外国における大学の授業料と奨学金」
文部科学省「諸外国の教育統計 平成27年版」

資料4

(3) 各学校教育段階別の公私負担割合 (2011年)

教育段階別で比較すると、初等中等教育段階では他のOECD加盟国と同様の水準である。前教育段階と高等教育段階では、OECD加盟国と比べ公費負担の割合が低い。

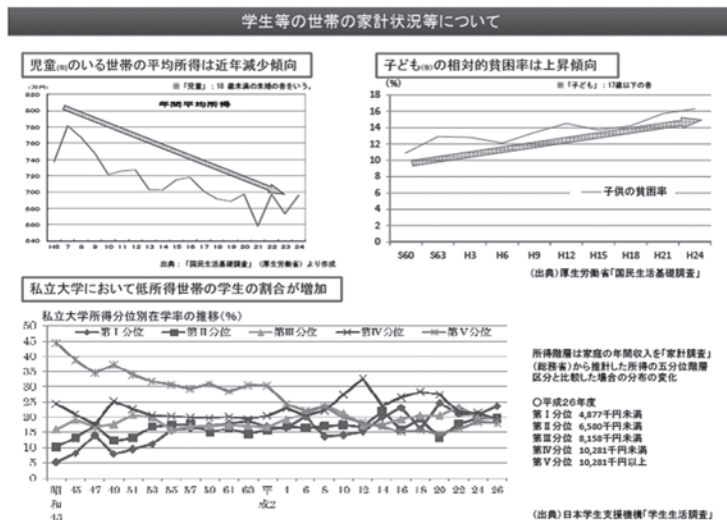


資料5

いう事情があります。

2. 給付型奨学金への期待

資料1にありましたとおり、進学率が低い間は私費負担が多くても裕福な家庭からは進学が可能でした。たとえ進学ができなかったとしても、高校卒業後にはきちんと職業に就くことができました。しかし、最近はそうではなくなってきています。(資料6)



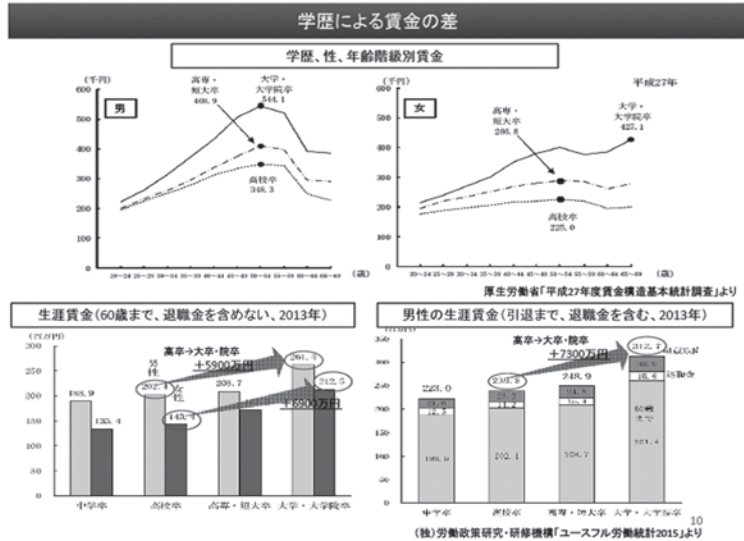
資料 6

まず、進学率が上がる中で、児童のいる世帯の平均的な所得はここ10年ぐらい減少傾向にあります。また、子供の相対的貧困率は上がってきていますので、ある種の格差が開いてきていることとなります。そうした中で、私立大学生の世帯所得分位別在学率の推移が資料6の下にあります。第Ⅰから第Ⅴ分位の分布で、Ⅴが高所得、Ⅰが低所得です。昭和43年頃は高所得の第Ⅴ分位が45%を占めていましたが、これがずっと減少傾向にあり、直近の平成26年度のデータでは、高所得の家庭からの学生が一番少なくなっています。逆に第Ⅰ分位の学生が一番多く、かなり家計が厳しい状況の中でも進学をしてきているということがデータから読み取れます。

私立大学において低所得世帯の学生の割合が増加している背景には、高卒後の就職者数自体が減ってきていることが理由の一つとしてあげられます。知識基盤社会の進展や大学卒の人材需要が高まってきたことはもちろんあると思いますが、高校卒就職者が減少する中で大学に進学をするというのが将来的な収入の点で優位性があるからです。

これを説明するのが次の資料7です。学歴別の所得を表にしたもので、男女で分けています。大学・大学院卒と高校卒を比べると、やはり学歴が高い方が給料は高いというのがデータ上からも明らかです。生涯賃金で比べますと、高校卒と大学・大学院卒の間では、男性で5,900万円、女性で6,900万円の差があり、男性では退職金まで含めると7,300万円ぐらいの差が出ています。こうした中で、やはり高等教育に進学をするというのは非常に意味を持っていると言えると思います。

一方、授業料がずっと上がってきているということが、高等教育の費用負担感を高めてきています。内閣府による「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査(平成24年度)」によると、子育てや教育にお金がかかるということが、理想の子供を持たない理由のうち最も大きな理由となっています。その中でも、大学等高等教育機関段階の学校教育費の経済的負担が最も大きく、高等教育費が少子化を進める一つの要因になっているのではないかということが示されています。高等教育費の負担軽減は、機会均等だけではなく、少子化の解消にもつながるので



資料7

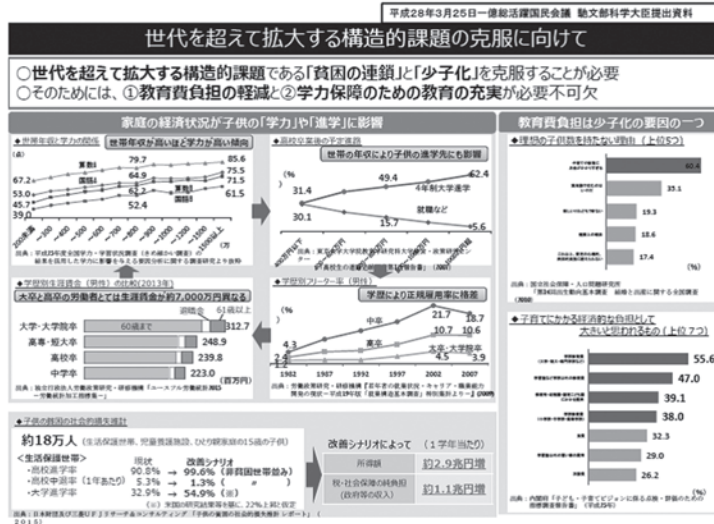
はないかと最近言われてきています。

一方、財務省が作成した財政関係基礎データからは、社会保障負担率と租税負担率を合わせて国民負担率を OECD 諸国と比較すると、日本の国民負担率は40%程度で、税金や社会保険料の負担が日本は諸外国に比べると軽いという現状が読み取れます。また、国税庁のホームページには、日本の租税負担率は OECD 諸国に比べて低くなっているデータが掲載されています。所得税は同程度ですが、日本の場合は一般消費税の負担がかなり低くなっているためです。こうした中で、給付型奨学金の導入が昨年の通常国会で議論されてきました。

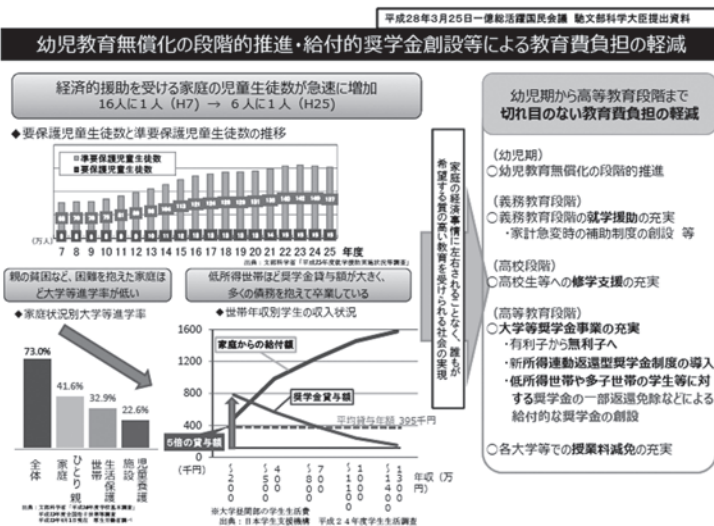
平成28年1月に当時の馳文部科学大臣が質問を受けた際、給付型奨学金について検討していきたいという前向きな答弁をされました。その後も馳大臣がこのような答弁を何回かされ、給付型奨学金が国会で取り上げられることが増えていきました。

そうした中、「一億総活躍」という政府の方針が示されました。一億総活躍社会の実現に向けてということで、馳大臣が3月25日にプレゼンテーションをしたのが資料8と資料9です。資料8は世帯年収が高いほど成績が良いというデータや4年制大学への進学率が高いというデータです。また、大学卒は高校卒よりも非正規になる確率が低いというデータもあり、結果的に年収差が出ることを説明しています。こういった子の世代が親になり、その子供がまた年収差によって成績に差が出てくるという負のスパイラル、格差が拡大するスパイラルというのが現実として起こりつつあるという懸念のもとにプレゼンテーションは行われました。この流れで、給付的奨学金の創設による教育負担の軽減というものが打ち出されました。この時点ではまだ給付型奨学金をつくるという方針は整っておらず、馳大臣の思いが示された結果となりました。

資料9にある左下の2つのデータでは、家庭の状況別で高等教育への進学率が随分異なっています。全体が73%であるのに比べ、ひとり親家庭、生活保護世帯、児童養護施設については進学率が非常に低くなっています。また、世帯年収別の学生の収入状況を分析してみたところ、当然



資料 8



資料 9

ですが世帯年収が低いほど家庭からの給付額が低くなっています。それを何で埋めているかというと、奨学金の貸与であることがわかります。平均の貸与額は年間40万円程度ですが、年収が200万円以下の世帯は、その倍の80万円を借りています。卒業した時点でこれを負債として抱えなければなりません。このような現状を踏まえ、馳大臣は高等教育段階では給付的な奨学金の創設が必要ではないかと訴えたのでした。

その後、4月には、自民党や公明党から給付型奨学金の創設に関する提言が安倍総理大臣に提出されました。

次年度予算要求は、例年6月に骨太の方針や成長戦略が閣議決定され、その方針を反映して行

われます。これが毎年のサイクルですが、この年は一億総活躍の方針が重要な位置づけとなっていました。一億総活躍国民会議では「ニッポン一億総活躍プラン」(案)について議論が行われ、給付型奨学金についても同世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図るということが示されました。ただし、原案では検討するとはありましたが、創設するとまでは盛り込まれませんでした。しかし、その後の与党との調整の中で、ニッポン一億総活躍プランの策定に当たって給付型奨学金の創設を盛り込むよう決議文がまとめられ、6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、「創設に向けて」検討を進めるという、原案には盛り込まれなかった文言が入ることになりました。

この後、8月2日の「未来への投資を実現する経済対策」で、給付型奨学金については平成29年度予算編成過程を通じて制度内容に結論を得、実現するという方針が示されました。これで給付型奨学金の創設が確定したわけですが、制度をどうするかということは12月までの予算編成の過程で決めていくことになりました。

3. 給付型奨学金制度の設計

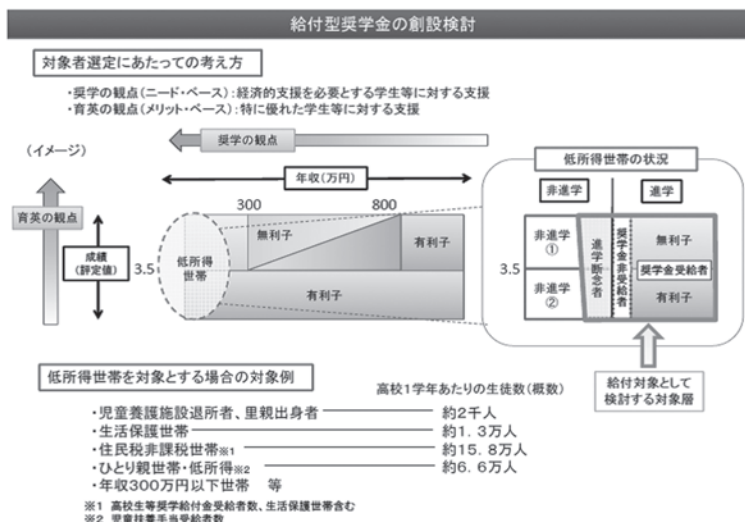
制度設計に当たっては、文部科学省に有識者会議も立ち上げましたが、難しい問題がいくつもありました。対象者の選定については、所得基準、成績基準はどうするのか、誰が選ぶのか、また給付額はいくらにするのか。その他にも、同世代内の公平性、高校卒で働く人との公平性をどのように考えるのか。そして、財源をどうするか等、非常に難しい問題が山積していました。

給付型奨学金創設検討の基礎的情報は資料10のとおりです。まず奨学金については、奨学の観点と育英の観点があります。「対象者選定にあたっての考え方」は、奨学金を現在借りている人の世帯年収と成績を縦と横にとったものですが、年収が低くて経済的に厳しい人に与えるのが奨学の観点、成績が優れている人に与えるのが育英の観点です。無利子奨学金については3.5という成績基準があります。それを上回った上で、年収基準については家庭の状況等に応じて800万円ぐらいまでの方が借りられます。その他の方は有利子になりますが、有利子でも1,100万円ぐらいの上限はあります。

この中でどういった方を給付型奨学金の対象にするかというのが一つの論点になりました。厳しい低所得世帯の方について、成績基準をどのように設定して対象にするかということです。その主な対象者の人数規模は資料10の下にあります。1学年当たりで児童養護施設退所者、里親出身者が約2千人、生活保護世帯は約1.3万人、非課税世帯は約15.8万人、ひとり親世帯が6.6万人です。進学率を掛ける必要がありますが、この現状を前に対象者についての議論が始まりました。文部科学省に有識者を立ち上げ、また自民党と公明党でもそれぞれプロジェクトチームが立ち上がりました。

予算編成過程の中で、与党両党や財政当局との折衝・調整を経て、政府の給付型奨学金の制度設計が出来上がりました。月2～4万円、国公立・私立、自宅・下宿で差をつけるというのが最終的な政府案でした。児童養護施設の対象者には、入学金相当額として一律で24万円を給付することになりました。

これが最終的な政府の予算案になりましたが、予算の見通しが立っただけでは制度運用はできません。政府は、今年の1月31日に、それまでは「貸与」しかなかった日本学生支援機構の目的



と業務に「支給」を加える法改正案を閣議決定しました。そして、3月31日に法律が改正され、給付型奨学金が出来上がりました。

具体的な制度の内容は資料11、資料12のとおりです。平成29年度からの先行実施については、私立大学の自宅外生と児童養護施設の退所者等が対象者です。成績が一定以上ある方で、私立大学の自宅外生の所得基準は住民税非課税世帯、給付月額は4万円。児童養護施設退所者の給付月額は国公立が3万円、私立大学は4万円です。

平成30年度から本格実施の際には高校の予約採用で採用することになり、各校がガイドラインを作り推薦することになりましたので、成績基準については設けられませんでした。人数は各校の奨学金の貸与実績に基づいて割り振ることにし、何人推薦できるかという上限は先にお知らせし、5～7月にかけて推薦する生徒を選び学生支援機構に推薦する仕組みです。

おおよその予算額は、平成29年度は約2,800人で15億円です。本格実施後の一学年あたりの対象規模は2万人で約220億円ですが、これは非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度となっています。

奨学金については、これ以外にも大幅な拡充が図られました。給付型は2万人ですが、無利子奨学金についても、世帯年収の低い方については成績基準を実質的に撤廃することになりました。また、残存適格者といって、無利子の基準を満たしているにもかかわらず予算の制約で借りられなかった人がいたので、そういった方も借りられるように奨学金の金利を今の金利基準に照らしてほぼ無利子化することになりました。さらに、無利子奨学金ですが、所得に応じて返還月額が変わるといふ所得連動返還型奨学金制度が導入されました。

以上が、平成27年11月に私が学生・留学生課に着任してから今年3月までの奨学金の経緯です。

大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算案及び文科科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生、児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
- ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を定款的に運用

無利子奨学金の大規模な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(18年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

	平成29年度 先行実施	対象 拡大	平成30年度 本格実施
対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高等(4・5年)専門学校(学生・生徒(高校生次に学校用))
給付基準	【学力・実質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている	【学力・実質】 大学等における学習に意欲があり、進学後に期待された学習成績を収めた見込み	【学力・実質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドラインを作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者のみ推薦 ①十分に高い学力を認め、学習成績が優れている ②新科目以外の学校活動等で大活躍した成果、教科の学習で高い満足度を成果報告している ※社会的実情を必要とする学生への配慮
【要件】 住民税非課税世帯	—	—	【要件】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 <small>※児童養護施設退所者等には2人1人単位で月額2万円を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額</small>

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型(先行実施時)	約2800人	15億円
		(29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

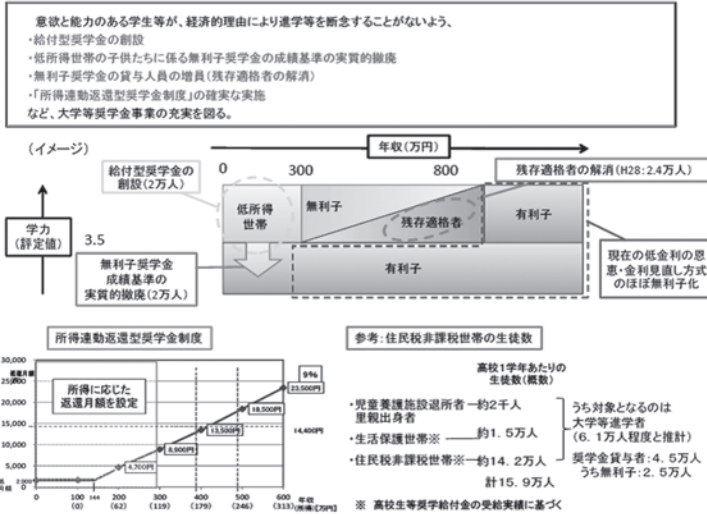
給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
省高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数に基き配分

資料11

大学等奨学金事業の充実について



資料12

4. 質疑応答

ここからは、皆様から事前にいただきましたご質問に回答させていただきます。

まず、「給付型奨学金は希望者の何割に当たるのか」ということですが、一学年あたりの対象規模は2万人に設定されました。先ほど申し上げたとおり対象を非課税世帯に限りませんでしたので、その中で大学に進学する人はおよそ6万人ぐらいです。この6万人が全員給付を希望したとすると、そのうち3分の1の方が受け取ることができます。

次に「休学・退学した場合の取り扱い」については、基本的には渡し切りですが、休学・退学に正当な理由がない場合についてはその年に給付した金額については返還を求める可能性があります。

また「貸与型奨学金は残るのか」は、貸与型奨学金はこれまで通り残りますが、無利子が増え、より充実した制度として残ることになります。

「大学入学後の在学採用」については、今回の給付型奨学金は高校からの進学を後押しするというのが目的ですので、入学後の採用はありません。これまでも貸与として緊急採用がありましたが、当面はその貸与をご利用いただくこととなります。

「大学院の奨学金（返還免除含む）はどうなるのか」は、今回は学部だけに導入しましたので、返還免除を含めて大学院は従来どおりの奨学金制度が残ります。

「今後の展望」については、給付型奨学金は法律の中で5年後に見直すという規定が置かれています。よって、5年間はこの形で運用するのが現時点での政府のスタンスです。ただし、国会の附帯決議で拡充を図るべしとも言われていますので、財源の問題もありますが、今後拡充されることがあるかもしれません。これはこの後でお話する無償化とも関係があります。

5. 大学無償化

以上のとおり、給付型奨学金はおおむね一段落することができました。現在ホットトピックになっているのが「大学無償化」です。これは自民党でも検討することになっていますが、5月3日の安倍自由民主党総裁のメッセージで、「義務教育制度、普通教育の無償化は、まさに戦後の発展の大きな原動力となりました。」「70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、子供たちがそれぞれの夢を追いかけるためには、高等教育についても全ての国民に真に開かれたものとしなければならないと思います。」ということが示されました。

ぜひ皆さんにもお考えいただきたいと思いますが、高等教育の無償化をすると授業料はかからなくなりますが、一方で何らかの財源が必要となるため国民が負担しなければなりません。

最近新聞紙上でも話題となっていますが、有識者の間でも様々な賛成意見、慎重・反対意見があります。賛成には、機会の平等化、貧困対策、少子化対策に加え、生涯学習の推進にも重要という意見が出ています。他にも、消費の刺激効果、進学率上昇による国民所得の増加もあります。さらに、国際人権規約も批准しており、政府も漸進的無償化を目指すことになっていますのでそれにも資するという意見もあります。

一方の反対には、一律無償化は所得逆進性があり低所得世帯への支援拡充で対応すべきというのがあります。高所得の家庭の子供までなぜ無償にするのか、それは所得逆進的ではないかという意見です。また、誰もが大学に行く必要はないという考えもあります。そして、高校卒で就職する人との不公平感があるという問題です。その他にも、質の低い大学の延命ではないか、大学は必ずしも社会に求められる学べる場になっていない、無償化は高等教育の質の向上に役に立たないという意見もあります。幼児教育や高校教育の無償化の方が先ではないかという順序の問題、無料であれば留年を続けるというモラルハザードに対する懸念、大学に対する介入が強まるのではないかという意見も出ています。

日本の高等教育は親がその費用を負担するというのが基本的な考え方になっていて、それが支

持されてきました。ただし、これは世界的な考え方ではなく、ヨーロッパの大陸系では社会が負担をして税金で賄い無償にするという考え方です。アングロサクソン系では、奨学金を借りて個人が負担するという考え方に立っています。確かに、親負担というのは進学率が低く、一部の裕福な層が進学するという考え方のもとでは機能していたと思います。しかし、現在のように進学率が上昇し、低所得世帯からも進学をしないとかなかなか将来を見通せないという社会状況になってきている中では、親負担から本人負担、もしくは社会負担に転換していく必要があるのではないかとというのが今の議論です。

6. 大学職員に期待すること

最後に、「大学職員に期待すること」をお尋ねいただいていたので、私なりの考えを述べさせていただきます。

私も大学職員を2年半経験させていただきましたが、特に国立大学では、これまで先生方の教育研究を円滑に進めるためのお手伝い、サポート、補助という位置づけが強かったと思います。しかし、職員はルーティン業務だけではなく、経営のプロフェッショナルとして経営に参画をし、企画、立案、そして実行していくということで執行部を補佐していくことがますます求められてきているのではないかなと感じています。科学技術の予算でも言えることですが、個人の先生方の研究力だけでなく、全学としてどうしていくのかという方針が求められる中で、それを担えるのはやはり職員ではないかなと私は思います。

また、データと学外のステークホルダーの動向を踏まえた業務遂行が大切だと思います。つまり、IR (Institutional Research) です。色々な学生や卒業生のデータ、先生方の論文データをベースに、この先の物事を考えていかなければいけないのではないのでしょうか。また、自治体とか政府、保護者の方もそうですが、学外のステークホルダーのご意見をきちんと聞くことも大切です。この2つを意識的に取り入れて経営に活かしていくことが必要ではないかなと感じています。

そして、卒業生からの信頼を得る大学づくりです。私が最近思いますのは、自分が受けた大学の教育に対してあまり良い印象を持っていない人が多いということです。「大学で何を学んできたのか」と問われたときに、「大学では遊んでいた」と回答される方が多くいるように感じます。そうした方々がマジョリティーとなると、高等教育投資の充実に向けて合意形成していくのがなかなか難しいのではないかなと感じています。私が職員の方にはお願いしたいのは、教員の方々と一緒になって、卒業生から「今があるのは厳しかったけれども大学でしっかり学べたから」という感謝や信頼の気持ちを持たれるような大学にしてほしいということです。

以上で私の講演を終了したいと思います。ご清聴ありがとうございました。